

週休2日制工事のQ&A

Q-1. 発注者指定型の週休2日制工事とすると、工期が長くなるのではないか。

A-1. 全ての工事において、従来から週休2日を考慮した工期が算出されています。発注者指定型の週休2日制工事とすることで、工期が伸びることはありません。

Q-2. 発注者指定型の週休2日制工事とすると工期が不足して、発注できない。

A-2. 適正工期を設定した結果、年度をまたぐ場合は、翌債・繰越を活用してください。事業課にあっては、当初予算の明許繰越費を積極的に活用し、不足する場合は適切に補正してください。

Q-3. 土木工事と建築工事を合併で発注する場合は対象外工事としてよいか。

A-3. 主となる工種により、対応してください。ただし、それぞれ補正率が異なりますので、計上の際は注意してください。

Q-4. 対象外工事は、週休2日に取り組みなくてよいということか。

A-4. 対象外工事においても、労働基準法の時間外労働規制が適用され、受注業者は労働基準法に基づいて取り組む必要があります。経費補正の性質上、工事単位で週休2日による経費増が確認できない工事には補正ができないため、対象外工事を設定していますが、あくまで経費補正の対象外という意味で、時間外労働規制の適用外ではありませんので、ご注意ください。

Q-5. 労働基準法で週休2日が標準化されるのであれば、補正は不要ではないか。

A-5. 現時点では、週休2日を見込んだ労務費となっていないため、経費の補正を行います。いずれ、週休2日が当たり前になり、職場環境が改善されれば、経費の補正は不要となっていくものと考えますので、国の動向を注視していきます。

Q-6. 受注者が、現場閉所の週休2日ではなく、作業員単位での週休2日に取り組むという場合はどうすればよいか。

A-6. 現場閉所の週休2日制工事として発注者指定型で発注しているため、現場閉所の

週休2日とするよう指導してください

Q-7. 当初に提出された実施工程表が週休2日を前提としない場合はどうすればよいか。

A-7. 週休2日としない理由を、受注者に確認してください。特段の理由がない場合は、週休2日とするよう指導してください。指導しても対応しない場合は、工事成績評定の減点対象となります。

Q-8. 受注者から、工期が不足して週休2日に取り組めないと言われた場合は、このために工期延期してよいか。

A-8. 週休2日を理由とする工期延期は認められません。

Q-9. 取組証の発行はなぜ必要か。5千万円未満が対象外なのはなぜか。

A-9. 取組証は、総合評価の加点のために発行されるものです。総合評価の対象となりうる規模以上の工事での取り組みを評価すべきであることから、それ未満の規模の工事は取組証発行の対象外となります。ただし、最終契約金額が5千万円未満の工事でも「週休2日の取得に要する費用の計上」の対象にはなりません。

Q-10. 工事成績の減点について、「明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られない」とは具体的にはどのような場合か。

A-10. 以下のような内容を想定しています。

- ① 特段の理由もなく、提出された当初工程表が週休2日の取り組みを前提にしていない場合（指摘しても対応しない場合）
- ② 工程表は週休2日の取り組みを前提としているが、特段の理由もなく、4週6休未満となった場合

なお、天候による休工も休工としてカウントできますので、ほとんどの場合は減点はないと考えています。

Q-11. 工事成績の2点減点は厳しすぎないか。

A-11. 現場閉所の週休2日制工事として発注者指定型で発注するため、入札参加者にとっては現場閉所の週休2日の取組は条件となり、取り組めないと判断した業者は入札

を辞退することも想定されます。このため、受注したにも関わらず現場閉所の週休2日に取り組まないことを安易に許容することはできません。この対応のため、国や県と同様のペナルティーを設けています。